

第十回国会 農林委員會 會議錄 第二十二号

昭和二十六年三月十三日(火曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

委員長 千賀 康治君
理事野原 正勝君 理事松浦 東介君
理事足尾 覺君

宇野秀次郎君 小笠原八十美君
小淵 光平君 川西 清君
河野 謙三君 中馬 辰猪君
原田 雪松君 八木 一郎君
金子與重郎君 八百板 正君
池田 峯雄君 横田甚太郎君

出席政府委員

農林政務次官 島村 軍次君
農林事務官 塩見友之助君
(農林事務官) 藤田 巖君
(農政局長) 安孫子藤吉君
食糧庁長官 專門員 藤井 信君
專門員 難波 理平君
專門員 岩隈 博君
專門員 藤井 信君

委員外の出席者

專門員 難波 理平君
專門員 岩隈 博君
專門員 藤井 信君

三月十日
農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

三月十二日
政府手持大豆粕を乳牛飼料として扱

下けに関する請願(小平忠君紹介)
(第二一〇五号)

昭和二十五年産麦類、大豆、雜穀を飼料に割当に関する請願(小平忠君紹介)(第二一〇六号)

国有牧野開放に関する請願(高木松吉君紹介)(第二一三二号)

育桑多、幌岡両地区及び下幌岡地区

第一類第九号

農林委員會會議錄第二十号 昭和二十六年三月十三日

の開田事業費國庫負担の請願(高倉定助君紹介)(第二二三三号)
表類に対する銘柄設定に関する請願(堀田賢四郎君紹介)(第二二三四号)
國産マオラン麻事業救済対策確立に関する請願(池見茂隆君紹介)(第二三八号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

農業委員會法案(内閣提出第四三三号)

農業委員會法の施行に伴う關係法令の整理に関する法律案(内閣提出第五四四号)

食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

食糧の政府買入数量の指示に関する法律案(内閣提出第八〇号)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案(松浦東介君外百四十名提出、衆法第二一三二号)

○野原委員長代理 ただいまより農林委員會を開会いたします。

委員長が遅れて見えますので、私がかわつて委員長の職務を行います。

去る三月八日本委員會に付託に相なりました松浦東介君外百四十名提出、積雪寒冷地帯振興臨時措置法案及び去る十日付託になりました内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案を順次議題といたし、審議に入ります。

松浦東介君外百四十名提出、積雪寒冷

冷地帯振興臨時措置法案の提案理由の説明を求めます。松浦東介君。

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

4 道府県知事は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに農林大臣に報告しなければならない。

(市町村長の定める農業振興計画)

第三条 積雪寒冷地帯地区を管轄する市町村長は、当該地区についての農業振興計画を定め、これを当該道府県知事に提出するとともにその要旨を公表しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により農業振興計画を定めるには、あらかじめ、公聴会を開いて関係人の意見を聞き、且つ、議会の議決を経なければならない。

(道府県知事の定める農業振興計画)

第四条 道府県知事は、前条第一項の農業振興計画を参し、かつ、積雪寒冷地帯地区についての当該道府県の農業振興計画を定め、これを農林大臣に提出するとともにその要旨を公表しなければならない。

2 道府県知事が前項の規定により農業振興計画を定める場合には、前条第二項の規定を準用する。

(農林大臣の定める農業振興計画)

第五条 農林大臣は、前条第一項の農業振興計画を参し、かつ、積雪寒冷地帯振興臨時措置法の議決を経て、積雪寒冷地帯に於いての国の農業振興計画を定めなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定により農業振興計画を定めたとときは、これを当該道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

3 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、第一項の農業振興計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

4 政府は、毎年度、第一項の農業振興計画を実施するために必要な資金の融通又はそのあつにつき計画を定め、その要旨を公表しなければならない。

(道府県知事の定める農業振興計画の変更等)

第六条 道府県知事は、前条第二項の通知を受けたときは、第四条第一項の規定により定めた当該道府県の農業振興計画を、必要に応じて変更し又は変更しない、当該市町村長に通知するとともに、変更した場合に、その変更の要旨を公表しなければならない。

2 道府県知事が前項の規定により農業振興計画を変更する場合には、第三条第二項の規定を準用する。

(市町村長の定める農業振興計画の変更)

第七条 市町村長は、前条第一項の通知を受けた場合に必要があると認めるときは、第三条第一項の規定により定めた当該市町村の農業振興計画を変更することができる。

第一類第九号

農林委員會會議錄第二十号 昭和二十六年三月十三日

る。この場合には、その変更の要旨を公表しなければならない。

2 市町村長が前項の規定により農業振興計画を変更する場合には、第三条第二項の規定を準用する。

(事情の変更による農業振興計画の変更)

第八条 農林大臣、道府県知事又は市町村長は、国、当該道府県又は当該市町村の農業振興計画を定める基礎となつた事情を著しく変更したときは、それぞれ、農業振興計画を定める場合の例により、その定めた農業振興計画を変更することができる。

(農業振興計画の内容)

第九条 農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

一 農地の開発、改良、保全その他土地の生産条件の整備及び土地利用の高度化に関する事項

二 農業技術の改良その他農業生産に関する事項

三 農畜産物の加工、販売その他処理に関する事項

四 その他農業経営の合理化及び農民生活の改善に関する事項

(委任事項)

第十条 第三条から前条までに定めるものを除く外、農業振興計画の決定について必要な事項は、農林省令で定める。

(全部事務組合及び役場事務組合の特例)

第十一条 この法律中町村又は町村長に関する規定は、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては、組合又は組合の管理者に適用する。

(積雪寒冷単作地帯振興対策審議会
の設置及び権限)

第十二条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他積雪寒冷単作地帯における農村振興に関する重要事項を調査審議するために、総理府に積雪寒冷単作地帯振興対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、積雪寒冷単作地帯における農村振興に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織等)

第十三条 審議会は、左に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

一 衆議院議員の中から衆議院が指名した者 五人

二 参議院議員の中から参議院が指名した者 五人

三 地方自治庁次長 一人

四 大蔵事務次官 一人

五 文部事務次官 一人

六 厚生事務次官 一人

七 農林事務次官 一人

八 通商産業事務次官 一人

九 運輸事務次官 一人

十 電気通信事務次官 一人

十一 労働事務次官 一人

十二 建設事務次官 一人

十三 経済安定本部副長官 一人

十四 道府県知事 二人

十五 道府県議会議長 二人

十六 市町村長 二人

十七 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の教授 二人

十八 農業者の団体を代表する者 三人以内

2 前項第一号、第二号及び第十四号から第十八号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

6 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会の推薦に基いて、内閣総理大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は非常勤とする。

9 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和三十一年三月三十一日限りその効力を失う。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中国土総合開発審議会の項の次に次の一項を加える。

積雪寒冷単作地帯振興対策審議会

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第二十号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

○松浦委員 たいだいま議題と相なりました松浦東介外百四十名提出、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法案に關し、提案者を代表し提案理由を申し述べたいと存じます。

(野原委員長代理退席、委員長着席)

この法律を提出いたしました根本の理由は、まず国内食糧の増産をはかり、その自給度を高めることであり、その自給度を高めることにより、世界情勢は微妙複雑、いささかも楽観し得ない今日の段階におきましては、国民生活の安定を期する上から申しまして、国内食糧の自給度を可能な限り引上げ、外国依存を軽減する方途を講ずることの必要性はあらためて論ずるまでもないところであります。が、国民食糧の大宗である米穀について申しますならば、年々二千万石以上を生産し、全国供出数量の四〇%をこの地帯より供出し、戦前戦後一貫して日本の穀倉の役割を果して参つた単作地帯に対して、この際国の財政力の許す最大限において追加的な投資を行い、土地改良等農業生産条件の整備を促進し、二毛作化を可能ならしめましますならば、飛躍的な増産効果を発揮し得ることは、まづたく疑う余地がないと信ずるのであります。

次に、積雪寒冷単作地帯農家の経済的基礎を確立しまして、世界経済との接軌に伴う経済変動に耐え得る強靱な基盤を確立し、ひいては社会政策的な施策の強化に資することであり、

東北、北陸等の単作地帯は、従来早場米の供出地帯でありまして、年々八十億ないし六十億圓に達する早期供出奨励金の実に八〇%がこの地帯に交付され、農家経済を潤おして来たのであります。元来早期供出奨励金は、端境期における米穀の出まわりを促進するために定められた制度ではあります。が、今日ではむしろ単作地帯を保護救済する重要な措置と相なつておるのであります。しかし近時政府手持ち食糧の増加に伴ひまして、この奨励金は逐次縮減の方向にあり、二十六年度予算案におきましては、三十億圓を計上されることと相なつておるのであります。かくのごとく財政経済の正常化に伴ひまして、自然的、社会的条件の劣悪な単作地帯農家は、今後相当の試練に遭遇するものと予想いたされます。が、かような趨勢に対処いたしまして、この際単作農民がいかなる経済変動にも対応し得る体制を早急に確立しますことは、この地域の歴史的事情に徴し、一日もゆるがせにできない肝要な施策と存ぜられるのであります。

以上のごとき根本的な理由に立脚いたしまして、ここに積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法案を各派の共同提案によつて提出し、積雪寒冷単作地帯を適用の範囲とする特別法の制定をはかることとしたのであります。もとより積雪寒冷単作地帯農村振興に關する具体的な方策につきましては、国内の衆知を集め、精密な調査と熱心な研究

の後に初めて確立されるものでありま
す。この法律案では、まずこの態
勢の整備を可能ならしめる基本的な計
画並びに組織をすみやかに確立するこ
とを当面の目的としているのでありま
す。すなわち一、政策の基礎を明確に
かつ全面的に打出しますために、農業
振興計画を市町村、道府県及び中央の
おの／＼の段階において策定すること
を法的に命令し、その実施に對し
て、国は財政金融力の許す最大限度に
おいて援助する義務を負うことを明ら
かにいたしましたこと。二、積雪寒冷
単作地帯の指定並びに振興計画の承認
等に関する議決を行い、かつ農村振興
に関する審議並びに建議を行うために
審議会の設置を規定しましたこと。
三、とりあえずこの振興計画を五箇年
間に遂行せしめるために、本法を五箇
年の限時法としましたこと。
以上のごとき趣旨に沿つて立案しま
したこの法律案の主要事項について、
以下若干の説明を加えることといたし
ます。

まず積雪寒冷単作地帯の意味並びに
それが成立する要件についてでありま
すが、それは積雪寒冷がはなはだし
いこと、農地の利用率が低いこと、農業
生産力が劣悪であること、という条件
が具備されることが必要であり、しか
して積雪寒冷地に立地します限り、
水田地帯と畑地帯の双方について、一
毛作または著しく生産力の低い、換言
すれば土地の収益力の低い地域が本法
の対象地域として取上げられますが、
その地域につきましても、農林大
臣が積雪寒冷単作地帯振興対策審議会
に付議した上、道府県名を示して具体
的に積雪寒冷単作地帯たることを指定
しなければならぬことといたしてお
ります。積雪寒冷単作地区についても
また同じ趣旨をいたしております。
次に、農業振興計画の内容及びその
決定並びに変更の手続についてであり
ますが、計画の内容については、広く
全国の農業及び農民生活を通じて実施
すべき事項が掲げられているのであり
まして、これらは農業委員会法案にお
ける総合計画とその内容を合致せしめ
てあるものであります。要するに積
雪寒冷地帯の劣悪な自然的、社会的条
件に即応した具体的な施策を、一層拡
大された規模と、短縮された期間内
に、中央、地方協力して実現せしめよ
うとする意図が盛られてゐるのであり
ます。従つて計画の決定とその変更
につきましては、住民、議決機関、執行
機関のおの／＼が、その地位と責務の
重要性を明確に自覚して、この事業に
参画し得ることと責任体制がとられて
いるのであります。

市町村の農業振興計画、道府県の農
業振興計画並びに国の農業振興計画の
相互関係につきましては、各級農業振
興計画は地方自治を尊重する建前か
ら、それ／＼の機関によつて確定され
る独立計画であります。別々に孤立
した計画ではなく、道府県は市町村
の計画に組み入れて、総合的に作成さ
れなければならぬこととなつてお
り、しかして政府は最後に、財政金融
状況を勘案した上、各年度の直営、補
助、非補助等の各種事業全般について
詳密な全体計画を作成し、道府県へ通
知することといたし、道府県または市
町村は当初に作成した計画と、国また
は道府県より通知を受けた計画とを照
合し、変更の必要があれば変更を加え
つつ最終計画を定め、かくて最終的に
決定された計画が実施に移されるわけ
であります。年度の中途における天
災地変、経済事情の激変等により計画
を変更する要が起きたときも、前の手
続の例に従つて計画変更が行われるこ
とといたしております。

最後に積雪寒冷単作地帯振興対策審
議会が、この法律の運用のため並びに
広くこの地帯の農村振興に関する重要
事項を調査審議し、かつ関係行政機関
に建議するために設置されることは前
述のごとくであります。その調査
審議内容は、いさ／＼この地帯の農
業並びに農民生活に關係を持つと思わ
れる一切の問題を包含することと予想
されます。この審議会の組織は
かような任務にふさわしいように総理
府に設置され、総理大臣の任命する各
方面の権威者三十名以内で構成され、
さらに補助機関として専門委員が置か
れ、部会を構成して専門事項の研究に
當ることとなるのであります。

以上本法律案の概要を御説明申し上げ
ましたが、慎重御審議の上、すみや
かに御可決あらんことをお願いする次
第であります。

○千賀委員長 本案に対する質疑は次
会よりこれを行うことといたします。

○千賀委員長 次に農林災害補償法の
一部を改正する法律案の趣旨につい
て、政府の説明を求めます。島村農林
政務次官。

農林災害補償法の一部を改正する
法律案
農業災害補償法の一部を改正す
る法律
農業災害補償法（昭和二十二年法
律第八十五号）の一部を次のよう
に改正する。

第十三条の二及び第十三条の三中
「昭和二十四年度及び昭和二十五年
度において」を「昭和二十四年度か
ら昭和二十六年度までにおいて」に
改める。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

○島村政府委員 ただいま上程になり
ました農業災害補償法の一部を改正す
る法律案について、その提案の理由を
御説明いたします。

この法律案の内容は、現行の農業災
害補償法第十三条の二及び第十三条の
三の規定によりますと、昭和二十四
年、二十五年の両年度におきまして、
蚕繭共済及び家畜の死亡廃用共済にか
かわる共済掛金の一部を国庫が負担し
たことになつておるのであります。
が、これを改正して、昭和二十六年
度におきましても同様の措置を講ずるこ
とといたしておるのであります。

右の国庫負担措置の経緯について申
し上げますと、蚕繭共済につきましては
、農業災害補償制度制定当時は、製
糸業者等がその共済掛金の一部を繭の
取引数量に応じて分担し、この負担金
の財源を生糸等の販売価格の統制額の
中に織り込み、生糸等の使用者に転嫁
することができた措置を講じていたの
であります。昭和二十四年五月に至
り、蚕糸に関する諸統制を徹底的に
廃止したため、かかる措置が實際上不
可能となりましたので、第六国会におき

万円をそれ／＼計上いたしてありますので、何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことをお願いいたす次第であります。以上提案の理由を説明申し上げます。

○千賀委員長 これより本案の質疑を行います。野原委員。

○野原委員 農業災害補償法の一部を改正する法律案のたゞいまの提案理由を伺つたのであります。根本的な補償限度の引上げとか、そういういろいろな問題に關しまして、別にこれは近く大きな改正がされるということも伺つておるのであります。このたびの一部改正というのは、二十五年年度の末で終るものをい／＼な事情から二十六年年度に延ばすというだけの、期間の延長という案件だと思つたのであります。この問題に關しましては、後日災害補償そのものに關しましてはいろいろと審議をして、十分よりよき法案にすることを望むものでありますけれども、今回の改正案に關しましては、単にこうした時間的な問題の必要上改正をするということであるならば、格別これに対する質疑、討論というふうな必要もなからうかと思つたのであります。この際質疑、討論等を省略いたしまして、ただちに採決されんことを望む次第であります。

○千賀委員長 野原理事の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小笠原委員 ちよつと関連して……野原委員の動議には異議ありませんが、ただ政府当局から今度はほんとうのこの改正する時期はいつであるかということをごに御答弁を願つて明確にしておいて、この審議に入りた

い、こう思ふのであります。

○島村政府委員 本年度中に改正案を提出する予定で目下研究中であります。二十六年年度中でございます。

○小笠原委員 そうすると二十六年度というのは、来年の三月まで待つてくるといふ話ですか。今度の五月の臨時国会があるというのに間に合わないのですか。そこはどうなんですか。

○藤田政府委員 御承知の通りちよつと水稲の保険料率は、二十七年年度水稲から改訂するということに相なつております。従ひまして、どういたしまして、その時期までには災害補償制度の根本的な具体的な改善方策をきめなければならぬ、それに伴ひまして、料率の改訂なり、あるいはまた国家負担をどうするかという問題が出て来るわけでありまして、さうな問題について研究をいたしまして、二十六年度と申しますか、本年のおそくも七、八月ごろまでには案をきめる。そうしてその内容によつて二十七年年度の予算の上に具体的にその方策が現れるようにする。そういう事情でございます。

で、災害補償制度の根本的改正は、来年度の通常国会におきまして御批判とともに御審議を願ひたい、かようなことで準備をいたしておるのであります。

○小笠原委員 そうしますと、二十六年度の率の引上げとか何とかがいふことは、えらいやかましい問題ですが、これをどうお考えになつておるか。

○藤田政府委員 二十六年度の水稲についで、これからすぐに保険料率の改訂をせよというふうな意見も大蔵省方面から出たのであります。實際問題といたしまして、二十六年度の水稲の

保険料率というものは、おそくも五月ごろまでにはきめなければならぬのであります。が、保険料率の改訂に伴う各地域のい／＼のこまかい具体的な料率というものは、やはり資料をとつて研究をいたさなければいけませんので、それはどういふ不可能であるといふことは考えております。従つてこの法律の規定の通り二十七年年度の水稲から料率の改訂をする。水稲につきましてはさうなことにいたしまして、その機会に補償制度の根本的な改善方策を考へるということでありまして、

○小笠原委員 そうすると、これはどうなるんですか。二十六年年度の事務的の手續でなく、實際の保険の問題の赤字補填とでもいうか、その予算措置は、事務的なこの法案によつての処理でなく、何か別の方法で処理できる見込みがあるのか。

○藤田政府委員 すでに発生をいたしております連合会の不足の十九億の補填の問題、これにつきましては、われわれといたしましては、補正予算において当然利子補給等の問題も考へて行かなければならぬと思つております。さうなことでこれは解決をいたしたと思つております。それ以外に今度には現行の保険料率をさらに幾ら上げるか。さらにそれに伴う国家負担と農家負担の区分をどうするか。そのほかに補償制度に伴うい／＼な根本的な改革というものは、もう少しあとになるわけでありまして、その問題については、おそくも二十七年年度の予算編成時期までに決定をして、それを二十七年年度の予算の上に具現するようにいたして行きたいと思つております。

○千賀委員長 これより農業災害補償

法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

「総員起立」

○千賀委員長 起立総員。よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。本案に關する委員会報告書作成の件につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひます。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千賀委員長 御異議なしと認めます。ではさうとりはからいます。

○千賀委員長 次に、これより農業委員会法、農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案、食糧管理法の一部を改正する法律案及び食糧の政府買入数量の指示に關する法律案の四案を一括議題といたし、質疑を行います。

○河野(謙)委員 食糧の問題に關連して、政務次官に意見をつけ加えて資料の要求をしたと思ひます。しかし資料の要求をまつてもなく、政務次官からここで御答弁があれば幸いであります。かゝる御答弁がでないと思ひます。かねて農林大臣なり安本長官は、食糧の中間経費を減じて、將來消費者価格をもつと下げる。その方法としては、食糧管理局の事務費を一般会計へ振りかえる。早場米の奨励金とか超過供出の五十億も一般会計に振りかえる。なお中間その他の経費も極力一般会計に振りかえて、食糧の消費者価格を下げるという方針をすでに発表しておられる。これは將來残つた問題ですが、こういう將來の方針を立て

ておる政府が、まず第一着手として食糧公団の廃止をやられた。食糧公団の廃止といふことの一番大きな目的は、とりもなほさず中間経費の削減だと思ふ。ところが私が承知しておる範圍では、食糧公団を廃止して、民間の卸なり小売機構に切かえても、その事務的内容たるや中間経費の削減になつていないと私は予想する。つきましては、これについての詳細なる資料がほしい。公団をなくして政府は卸にどこで品物を渡すか。卸は政府から受取つた品物をどこで小売に渡すか。あるいは運送なり倉庫なりその他の経費が、從來政府から公団、公団から消費者というように渡つた當時と比べて、今度の機構改革に伴つて、四月以降は一体どうなるのか。

なお私が聞くところによりますと、この機構の切りかえにおきまして、食糧の配給のために食糧の人員を千八百名増員されている。これは何のことか私にはわからない。もし千八百名ふやされるなら、いかなる理由によつて千八百名の増員をされるのか。これもひとつお教え願ひたい。おそく今度の機構改革は、政府の目的としておるところの中間経費の削減にならずして、むしろ非常に膨脹させておる。ところがたゞ／＼食糧に余裕財源があるから、その余裕財源の中でボロを出さずにつくつておるといふだけであつて、内容は非常な膨脹だと思ふ。この膨脹した中間経費といふものは、政府がかねて発表しておるように、將來一般会計に振りかえて消費者価格を切り下げるという場合には、これは一般会計の負担の増大になる。そこで私たちはこの際公団廃止に伴う中間経費

について詳細に伺っておきたい。

もう一つは、公団を廃止した後、市町村の食糧配給の事務が非常にふえると思う。平衡交付金が少い、地方の財政は非常に危機に瀕しておるといふ声が強いが、その際に、食糧の配給機構の改革に伴って、市町村に食糧事務が全部転嫁される。政務次官は御存じだと思いますけれども、今まで市町村がやっていたのは市の仕事は、実は食糧公団が大体市町村にかわって全部やっていた。これは公団と市町村との話合いで、公団が大体市町村の仕事を行っていた。ところが公団がなくなりまして、全部その仕事が市町村にもどるわけですから、市町村はどうかというところ、自由党内閣ができて以来、次から次に統制を撤廃するので、従来の統制事務をやっていた人を、どんどん他の産業方面の仕事に振りかえらるゝか、もしくは人の整理をやつたから、今ここで食糧公団がなくなつて、食糧配給の複雑な事務をあらためてやつてくれと言つても、市町村にはそれを受入れるだけの態勢ができていない。そこで今度食糧公団をやめた場合に、市町村はどういうふうな事務分担をして、どれだけの仕事ができるのだというところも、あわせて詳細に資料を提供してもらいたいと思ひます。

○島村政府委員 資料の御要求でありますから、後ほど提供いたします。つけ加えて意見を申し上げておきたいと思ひますが、公団廃止後における措置については、もちろん配給の円滑化を期する建前から、既定方針に従つて今回公団を廃止することになるのであります。これにはいろいろの理由もありますが、中間経費の節減もその大きなものであると思ひるのであります。ただ千八百名の増員は、これは御承知の通り運賃プールの関係で、中間におけるその最小限度の事務を食糧庁自身でやるということから計画をいたしまして、事務の円滑化をこの千八百名の増員の範囲においてやりたい、かような考えを持つてやつたのであります。御指摘のような点は数字的に相当現われて来ることを予想いたしておりますので、後ほど資料によつて御了解願ひたいと思ひます。なお市町村の仕事が多少の増員を要することは、私も承知をいたしております。過渡期の時代で、切りかえで、相当の人数を要して、御迷惑をかけておることも御指摘の通りであります。ある程度おちついて来ますれば、従来公団でやつておつた仕事は市町村に移りましてスムーズに行くのではないかと、かような見通しを持つておるのであります。なおこれも資料を出して、ひとつ御検討願ひたいと思ひます。

○河野(健)委員 市町村の事務等につきまして、資料をいたしたのでからあらためてお尋ねいたしますが、ただ一つ重大なことがあるのです。今あなたに千八百名の人をふやす、受渡しのために必要だと言ふ。政府の役人が一体食糧なりその他の受渡しをして、満足に行つたことはいないやないですか。木炭特別会計であれだけ赤字を出して、あれもみな林野庁の人が、駅頭もしくは店頭でちゃんと立ち会つてやることになつてゐる。あれだけ大勢の人を使つて、あれだけたくさんの中間経費を使つて、しかもその始末が五十何億か六十何億かの赤字だ。人をふやせばふやすほど赤字がふえるのです。これはひとつよくお考えを願ひたい。私は議論を言つておるのではない。千八百名の人によつて受渡しをする、これは過去の各種政府機関がみなやつた。初めは上の人は几帳面に考へて、政府の大事なものを扱うのだから、それに五千、六千、七千の人がいるといつてやつた。課員がいからといつて課員をもちつた。その課員はかつてに証明書を濫発をして、これだけ着不足がありました。これだけ乱発がありました。目標減りがありました。証明書の濫発をやつて、飼犬に手をかまされて、政府直接の役人が、統制の陰に隠れていろいろ悪いことをした。これはみな運送に伴うもので、そういう過去においてとうとう経験をしておりながら、なおかつ千八百名の人をふやして、これらの人に食糧の受渡しをさせて、そうして正確を期しよう、気持はなか／＼私はいいと思ひますが、気持ちだけでうまく行かない。過去のとうとう経験を生かして、そういうふうな乱暴なことをしないように、あらためて私は政府の資料によつて申し上げたいけれども、これはしかしとくと御研究願ひたいと思ひます。この際よく申し上げておきます。

○小笠原委員 きようは一体農林大臣出るのか出ないのか。

○千賀委員 農林大臣は要求してあります。参議院の予算委員会に出ておつて、出られぬという返事です。

○小笠原委員 じゃあしたは必ず出るようにしてください。

○千賀委員 承知しました。足鹿君。

○足鹿委員 私は食糧問題について重要な質問を申し上げたいのであります。が、専門的な知識をお持ちになつてゐる関係の政府委員がおいでになりますか。

○千賀委員 申し上げます。安孫子長官は今呼んであつて、じきに來るといふ御返事を得ております。おそく來るだらうと思ひます。まず政務次官が農政局長に質問をお進め願ひたいと思ひます。

○足鹿委員 それでは食糧問題につきましては、安孫子長官がおいでになりますまで、これはあとまわしにして、留保しておきますので、おいでになりましたら、ひとつ、委員の方からまた再び適當な発言の機会をお与えいただくようお願いをいたしておきます。

私は農業委員会法案につきまして、二、三政府にお伺いをいたしたいと存じます。農業委員会法は、その提案の理由等を見ますと、まことにものともしらぬ理由が並べてあるものであります。その実質的な、財政的な、予算的な裏づけの面におきまして、およそ現在の農地委員会や、農業調整委員会や、あるいは農業改良委員会にそれぞれ支出されてゐる予算を、よほど節減抹殺する内容を持つておるものと思ふものであります。そういう実質的な内容を持つて本法案を、あえて政府が農業生産力の発展、農業経営の合理化、農民地位の向上という大げさな字句を、この法案第一条に使つてゐるのであります。これについて確信のある、本年もしかりに当初予算に財政的な裏づけができなかつたとするならば、補正予算、あるいは相當恒久的な方針によつて立案されたこの法律の將來における財政的な裏づけの面について、は、いかようにお考えになつておるか、この点をまずお伺ひたいと思ひます。

○藤田政府委員 御質問の通り、従来三委員会でありましたときより、農業委員会一本になりました。二十六年度予算が減つてはいるわけでありまして、これは従来の事業分量が、各委員会とも各委員会と申しましては語弊がございますが、農地委員会、農業調整委員会につきましては、相當事業分量が減つて参つておるのであります。かたがたちようど食糧管理の方策についての転換の時期であり、各種の施策が、むしろ総合的に計画されるべきであるという建前からいたしまして、この機会に新しく農業委員会に改組することが必要である。しかも予算の使い方に、一つ、一つの委員会に統合することによつて、極力むだな経費を削減いたしましてやつて行きますならば、まあ決して満足ではございませんが、最小限度はやつて行けるじやないかということをお考えたのであります。しかしながら、決してこれは十分であるとは考へておりませんので、今後とも農業委員会の仕事の進み方によりまして、われわれといたしましては、機会あるごとに、必要な経費はこれをせむとも実現するように努力して行きたいと思ひます。

○足鹿委員 まことに矛盾した御答弁のようではあります。まあその点につきましては、議論になるようでありまして、一応先へ進むことにいたします。現在の農業生産力の発展とか、あるいは農業経営の合理化とか、あるいは農民の地位の向上とか、あるいは、一つの大きな題目を具体的に解決

して行く、そのためにこの農業委員会が大きな役割を果たして行かなければならぬ。そういう場合におよそ組織の異なつて持たない、また事業予算を持たない本委員会が、いかような形で農業生産力の発展や、農業経営の合理化や、進んでは農民の地位の向上をはかることが出来ますか、私は一つの事例を申し上げますならば、現在教育委員会が充足して三年の時日を経過しております。この教育委員会が予算編成権を持たないために、果樹会の権力の前に、予算編成権を持たない悩みを切実に感じて今日に至つておられるのである。しかもこの教育委員会の果樹会のごときは、果住民の直接選挙によつて選ばれた、きわめて少数の権威ある選挙を経た委員であるにもかかわらず、実際の果の教育行政の方面に、あるいは教育財政の面、あらゆる果の教育文化の面に対するところの発言権がなく、予算編成権を持たないがために、非常に有能な制度であるにもかかわらず、その実質的な効果を収めてない先例がある。いわんや農業生産力の向上とか、農業経営の合理化とか、りつぱな題目をこの法律に並べてありますが、はたしてこの委員会がさような大きな目的を達成するにふさわしい内容のものであるかどうかというのを、私どもは疑わざるを得ないのである。それは、今申しました教育委員会が予算編成権を持たないという悩み、その一点から見ても、この農業委員会の悩みは教育委員会より以上に深いと思ひますが、そういう点について、農政局長はいかようにお考えになつておられますか。おそらくこの法案は、財政的な見地から、むしろ予算を節約して行

うという意図のもとに、三つの委員会の統合がなされたのではないかとすら疑わざるを得ない点を各方面に見ることが出来るのであります。以下いろいろその点について申し上げたいと思ひますが、その基本的な観念においていかようにお考えになつておられますか、お伺いしたいと思ひます。

○農田政府委員 新し農業委員会をつつて行く、つまり村にいろ／＼の委員会ではなく総合的な一つの委員会にまとめてやつて行くという事は、現在の事情からきつて必要であるという見地から考へておられるのであります。決して予算を削減する趣旨から、三つの委員会を一つに統合するという事ではございません。もつとも国家財政が非常にむづかしい時期でございますからして、われ／＼といたしましては、できる限り冗費を省いて必要な経費に充てるというの努力をするのは、これは当然だろ／＼と思ひますが、目的は決してさような予算的趣旨から一つにするということではございません。

○足鹿委員 私意見めいたことを申し上げますので、さような御答弁があると思つておりました。これは議論になりませんが、事実において、現在の農業調整委員会の専任書記、農地委員会の専任書記というようなものを機械的に統合されなければならぬ、むしろ増員をされて行かなければならぬ、法の趣旨から申しますならば、増員されてこそ趣旨に沿つたということが言ひ得られると思つております。実際は一、二人というふうな人件費も実質的には削られておる。それは農政局長は事業分量が減つたからだ、さように言われ

るかもしれませんが、農地改革にしてみましても、今までの、いわゆる所有権を移動したという事で、農地改革の真の目的は達成されないと思ひます。農地改革を農地改革へいかにして今後持つて行くかという事が、農地改革の真の意味を達成することになるのであります。また農地改革自身の面をいろいろ考へてみましても、またその事務的な処理や、いろ／＼具体的に処理しなければならぬものは、専門的な委員会の各地の委員会が、もてあますほど多くの仕事を持つておられることは事実である。決して事業分量は農地委員会の面からいつても減つておらない。また農業調整委員会の面におきましては、これまた同様、国際情勢を反映いたしまして、今後まだこれらの事務は決して少くなつたという断定を下す根拠はないと思ひます。どこにも私どもは分量が減つたという根拠を発見することはできないのであります。そういう面から私どもは非常に矛盾を感じざるを得ません。しかしこれらのことにつきましては、あまりくどく意見を申し上げることを省きまして、具体的にお伺いをいたしたいと思ひます。第五章の雑則、兼職の禁止の問題について御見解を承りたいと思ひますが、これは農地委員会が充足当時は兼職を認めておつたものであるが、中途において政府が都道府県の委員と市町村の委員を兼ねることを禁止しておるのであります。その当時この仕事をしておつた者は、真に都道府県の仕事を達成して行くためには、少くとも市町村の事務の体験を持ち、仕事の経験を有しておる者が果の委員会に出ることによつて、初めてこのような仕事はできるのであると

いう意味から、その法の改悪に対しては、全国こぞつて反対した歴史を持つておるのであります。これをただ単に機械的に踏襲しておるようでありまして、この点についてはいかにお考えになつておられますか。やはり農地委員会法が改正された当時の理由によつて、この兼職の禁止という形になつて現われておりますが、私どもの体験から申し上げますならば、また理論的にも、市町村の農業委員会を運営する者がある意味においては果へ、中央へ連絡するために兼職して行くことが、むしろ法の実際的な効果を上げるにふさわしいではないかというふうに、われわれは考へておるのであります。この点についてはお考え方なり、あるいはこの事項を設けられませんでした経緯等がありましたら、お伺いしたいと思ひます。

○農田政府委員 これはさような経緯のあつたことも承知いたしておりますが、やはり市町村の農業委員会の委員と、都道府県の農業委員会の委員と、やはり別個にこれを違ふというところの方が適當であらうというふうな見解から、従来の方針を踏襲いたしておるのであります。ことに農地関係の仕事等につきましては、その執行機関であるところの性格の部分もあるわけでありまして、さような意味からいたしまして、これを兼ねしめないことの方がよろしからうと考へたのであります。

○足鹿委員 どうもはつきり了承することはできませんが、次にお伺いしたいのは、会長、委員は非常勤とするというのを特にうたつてある。農地委員会の根拠であります農地調整法には、別にかような会長、委員の非常

勤をはつきり規定してありません。特にこの農業委員会法には、会長の非常勤を特別に取上げて法で規定してある根拠は一体どこにあるか。私が冒頭に申し上げましたように、真にこの農業委員会法が農業生産力の発展と、農業経営の合理化と、農民地位の向上をはかるという大きな趣旨に合致されるならば、会長の非常勤というところが大きな見識なことではございませうか、矛盾もはなはだしきではないかと私は思ひます。あるいは市町村長をもつてこれにお當てになるというふうな底意のもとに、こういう案が出されておるのかも知れませんが、もしさやうとするならばもつてのほかにございませう。この点についてはいかように政府が答弁されました、ほんとうのこの法の目的と、法が具体的に規定しておるところの内容とは、およそ私どもは矛盾もはなはだしきものだと指摘せざるを得ないのであります。その点について特に会長を非常勤としなければならぬ理由はどこにあるか、具体的にお示しを願ひたい。

○農田政府委員 この農業委員会の委員は、地方公務員法の適用を受けるわけでありまして、従つて非常勤といたしませんと、本来の地方公務員法の各種の規定がこれに適用されることに相なるのであります。さやうなことに相なりますと、非常にきつ／＼なことであります。実際にも即しないというふうにも考へます。従つてさやうな意味からいたしまして、これを非常勤というふうにいたしたのであります。なおまた、委員は一つの会議体でございまして、その会議体によつて事務を処理す

るというふうなかつこうになつておるわけでありませう。さうな趣旨から常勤とするという必要はなく、むしろ非常勤の方が実情に合ふ、こういうふう

に考えます。

○足慮委員 どうも何を申し上げても、私どもの考え方とは根本的に違つたお考えの方でありまして、まことに張り合いがないのでありますが、次にお伺いしたいのは、特にこの委員会の運営の面でも申しますか、そういう面から現在農業改良普及員制度があります。これが相当活躍をしておられるのでありますが、現在の農業指導の重点は、もちろん技術指導のみでは、日本の農民の地位を向上し、あるいは経営の合理化、安定をはかり、進んで近代化を促すというようなことは、私は困難だと思ふ。現在一番大きな問題は、経営をほんとうに指導するということにあらうと思ふ。これが技術指導と関連して、初めて真に農業指導の完璧を期せられると思ふのであります。そういう点で、この委員会は予算権も持つておられないし、組織の裏づけもない、ただ一つの総合調整機関としての機能を持つのみであるように思いますが、そういう面から現在農業協同組合との関係について、これをどういうふうにお考えになつておりますか。これは私見であります。現在農業協同組合は、生産協同体としての立法の精神よりも相当遠いところにある。むしろ経営指導主義であつて、その主流幹部は赤字の出ることを恐れ、また赤字の出たものをいかにして埋めようかということのみ汲々とし、本来

の生産協同体としての、組合の経営なり運営については、気持があつても、いわゆる経費上の問題で躊躇逡巡し、事実立法の根本目標とは、およそ遠い現状に來ておることは、御承知の通りだろつと思ふ。そういう点を考えてみますと、現在農業協同組合に職を奉じておる技術員のごときは、低い待遇で、しかも不安定な地位で、思うやうに協同組合の生産協同体としての仕事を果すことができない現状にあると思ふのであります。そういう面でも私ども

は、この農業改良普及員と協同組合との関係は、政府が構想されておる農業委員会法との関連においても、私どもは考えてみなければならぬ問題だと思ふのであります。この点について、一方においては技術があるが下の組織がない。一方においては、協同組合といふ一つの組織は持つが、経費上技術指導、経営指導に當る人材がない。この兩者相足らざるものが、いかにしたならば結合し、日本の新しい農村の一つの指導体系を打出して行くか、私はこれが与えられた大きな課題であらうと思ふ。この点についてはたしていかような御検討をなされておるか、少くともこの法案との関係において、農業改良委員会を吸収しておるこの法案の内容容においては、おそらく当局としてはこの御検討がなされたことと思ふ。私見にわたつて恐縮であります。この点について農政局長の真摯なる御検討の結果なり、御所見を承り、なお農林省を代表して島村政務次官からもこの点について御構想がありましたならば、承りたいと思ひます。

○前田政府委員 この農業委員会は、第七條第三項にも書いてございます通り

り、いわゆる総合的な計画を立てる、しかもその計画については、これを従来のようなばら／＼な立場でなく、あるいは農地の面、あるいは農業技術の面、流通の面、あるいはまたその他の農業経営の合理化及び生活の改善といふふうな、各種の面から総合的な計画を立てて行く、それによつて農業生産力の向上と、農業経営の合理化を期するといふことがねらいであるのであります。またその計画を立てたものについて地方自治体に建議をする、あるいはまた地方自治体の諸問に應じて答申する、これが農業委員会の本来の使命でございまして、これを具体的に実施し、推進して行くといふ問題は、これは別個の団体なり、あるいはその他の機構が伴つて、その方で行つて行くといふふうに、分野をわけて考えております。従つてたとえば改良普及事業につきましても、これは農業改良普及事業本来の改良普及員による線があるわけでありまして、いかにすればそれが具体的に農家にうまくそれが浸透徹底し、その他の面と結びついて効果が上るかといふふうなことを、この委員会において研究をして行く、そうして立てましたものについて、これを具体的にやります場合に、もちろんこれは改良普及員の実際の仕事になるのであります。よろし、また改良普及員と層層輔導の関係にある協同組合の技術員の方

が、これの手助けをするといふような考えで進めて行きたい、私どもはこのように考えております。

○足慮委員 協同組合とこの農業委員会との関連といふようなものについて、ただ単に今御答弁になつた程度で

あります。この点につきまして、政務次官の方におきましては、何かもう少し大きな御構想はないのであります。か、いかがでありますか。

○島村政府委員 農業委員会法の建前は、農業の組織的な総合計画を立てることも一つの方法であり、ねらいであり、かつ今日の段階におきましては、民主的に農民の意思を強く町村の行政及び協同組合その他をねらい、目的によつてつくられた団体の仕事に、その民主的につくられた委員会の決定、決議等の事項が反映するといふことで、すなわち農村の近代化がはかられ、かつ将来の目的に示しておるような事項が運営されて行くことになつたと思ふのであります。そこで協同組合との関係については、お話の通りに、農村の民主的な機関としてつくり、かつ自主的機関である協同組合が、生産協同体としての仕事を担当して行く部分も、将来大いに伸びなければならぬ問題であることは、お話の通りであります。この法案の立法の場合におきましては、むしろこれは委員会の制度と相まつてやるべきであるといふような議論も、相当尽されたのであります。元來が今申し上げたような民主的にできた一つの創意が農業委員会に現われるといふことになりますれば、その実行機関としては協同組合がやることによつて、初めてその目的が達成されるということにならうと思ふのであります。農業改良普及員の仕事は、技術が主体であります。その普及員の仕事が一たび農業経済に移り、農業経営から、さらに村の全体の総合的な農業振興計画に移る場合におきましては、すなわち農業委員会がこれを取上げて、

そうしてそれを協同組合に移して行つて、初めて有機的な振興がはかられるといふような考え方を持つておるのでございまして、具体的に申しますと、普及員の方によつて、かつそれらの考え方が農業委員会を通じて大きな村で取上げるべき事業がございすれば、それによつてこれを農業協同組合が受継いで仕事をやつて行く、農業協同組合の振興計画即ち農業委員会の計画になるやうな方向に持つて行くことが、車の両輪のやうな立て方と申します。そういう関係において村の農業振興がはかられるといふことに、われ／＼はねらいを持つておるのであります。さうに御承知をお願いしたいと思います。

○足慮委員 これ以上お尋ね申し上げても具体的な御答弁を承ることはできませんと思ひます。その問題につきましても私共はいろいろ意見を持つておるのでございしますが、申し上げることを省略いたします。具体的な点で二、三質疑を申し上げましたので、補足的にお尋ねを申し上げます。特に今回の農業委員会法では、農地委員会の際には選任委員が三人であつた、今度は特別に五人にしてある。しかも前の農地委員会の際には、選挙によつて出た委員の全員の賛成がなければ選任は置けないことになつておつたにもかかわらず、今回は五人にしてその階層別の委員の過半数の賛成によつて選任委員を置くことになつておる。その意味はどういうところにあるのであります。元來この法案の全体を通じて見ますと、農地委員会によつて相当進歩的な線が各地方各村に出つた傾向を、ことさらに一つの何と申しますか、そういうものにブレーキ

をかけて行くような意図が、各条各文の方々に見受けられるのであります。この点についてどういふふうに当局はお考えになり、かようになさつたのでありますか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○藤田政府委員 この農業委員会の行います仕事は、従来の農地関係あるいは農業調査関係、また農業改良事業関係、かように総合的な仕事をやることに相なります。従つてそれ／＼の部門におきまして、やはり学識経験のある有能な方を委員として、委員会の運営をすることが効果的であるというような意味からいたしまして、三人を五人といたしましたのであります。なおまた従来の農地委員会では選出方が全員の同意ということに相なつております関係上、御承知の通り、全員の同意ということではなかなか、動かない実情に相なつております。従つてわれ／＼といたしましては、むしろこれを階層別、若の過半数の意思によつて決定し、可なりとすればそれを委員に選ぶというところの方が、実際的であらうというふうに考えます。

○足鹿委員 大体において五人は選任にとり、あと十五人を選挙で出すというところになりますと、おそらくこれは実際的には無投票当選になります。私どもの過去の地方における経験から見ますと、こういう大きな人数、いかに選挙だとお話になりましたも、ほとんど部落代表的な性格になつて、いわゆる選挙で争うということは私はならないと思ふ。事実この法案を實施いたされまうと、すべての点において、農地改革で進歩的な空気が農村にみえなかつた、そのものをあらゆる角度から、

これをむしろ後退せしめて行くような意図がないにいたしまして、結果としてはそういう結果が現われるのではないか、少くとも年少で革新的な考えを持ち、あるいは／＼な新しい農村経営に対する意見を持ち、実践力を持つておつたとしても、現在の農村の封建的な空気が見まうと、勢い相当の顔のある、また相当年配の人たちによつて占められて行くという結果が生れて来る可能性が多分にあると思ふ。大体従来の三人を五人にし、しかも全員の賛成を過半数にし、／＼御苦心なされたようでありますが、私どもはその理由を肯定することはできません。一村二十名と申しますと、無投票の村がほとんど多くて、その結果は革新的分子の一齊退陣となつて現われることを私は予期するものでありまして、この点につきましては、特に遺憾に考へておるものであります。ただいまの局長の御答弁では、私どもは根拠が薄弱であるとすら考へております。

いま一つお伺ひいたしたいのは経費の点であります。経費は一番最初にもお尋ねいたしました、従来はある程度地方自治体がこの不足分を持つて、別にこれを禁止しておられないわけでありまして、今度ははつきりと国の負担においてこれを行くというところになつておられますと、事実上私は、この委員会は重大な目的を持つておるにもかかわらず、運営ができないような事態が出て来ると思ふ。しかし實質的には運営をして行かなければならぬから、一種の委任事務を行つて行くような形において、地方自治体が身銭を切つて行く事態が起つて来ると思ふ。

う。そういうようなことについては、過去のい／＼な事例を通じて、経験のないはずのない当局が、あえて特にこの経費の問題については新しい条項を設けて、国費の負担によるというふうな明らかなにしておられる点、これらの点につきましても、前述以来の理由によつて、私どもは納得することができないのであります。大きな看板だけにかけておいて、事実においては何も仕事ができないような、しかも村の平和の名のもとに無気力な、そして実践力のない一つの委員会をでつち上げようという意図に出るのではなからうか、私どもが偏見にとらわれておりますならば、その偏見を解いていただき、政府が意図しておられるように、将来の日本の農村を背負つて立つような内容と性格を、ほんとうにこの委員会が持つておるならば、少くともそれにふさわしい具備された条件とすることがなければ、私は納得することができないので、羊頭を掲げて肉を売るとその理を受けられても、あえて井明の余地がないようなこの法案をお出しなされた点も、私どもは了承できないのであります。特にこの経費の面等につきましては、質問の当初以来私は／＼指摘いたしましたが、實際上の運営についてはどういふことになるのでありますか、結局国の当然負うべき経費を、結果においては地方自治体に転嫁して行く、そういうことをあらかじめ意図しておられるのではなからうか、こういうことを感じますので、御見解をお尋ねいたしたいと思います。

○藤田政府委員 本来ならばこの農業委員会の行います仕事について、国の事務と見られるものについては国が負担をし、また市町村関係の事務と見られるものについては市町村関係が負担する、かような建前がすつきりすると考へております。しかしながら御承知の通り、現在行政事務の再配分の問題もまだ具体的な方針が決定いたしておりません。従つてこの点は従来通りの建前といたしておりまして、従来とも農地改革の仕事あるいは食糧供出関係の仕事は国家的の事務であるというふうな見解をとつております。従つてその意味でさうな仕事がございますので、国が毎年予算の範囲内で経費を出すというのを畫いたわけでありまして、しかしながらこれは決して自治体が必要な経費を出してはいけないという意味ではないのであります。われわれといたしましては、もちろん国は最小限度の経費を持つという建前でございまして、実際問題として／＼の仕事をやるときに、不足の分については、むしろ従来同様、必要なものについてはやはり市町村もこれを負担して行くというふうなことでやつていたいただきたいということを考へております。

○千賀委員長 本日はこの程度で散会いたします。
午後四時三十七分散会

〔参照〕
農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
（都合により別冊附録に掲載）